

港区

障害者（児） 日中一時居場所提供事業 のご案内

家族が帰宅
するまでの
居場所が
欲しい

余暇を
楽しみたい



日中における余暇活動の場の提供と見守りを行うことにより
日常的に介護している家族の就労支援と
一時的な休息等を目的とします。

利用者負担額

介護有の方：1時間あたり279円 介護無の方：1時間あたり173円

（18時以降の利用は夜間支援として25%増）

月間の合計サービス提供費用の10%を利用料としてお支払いいただくため、1時間あたりの利用料は目安です。合計利用金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。上記の利用料以外に、教材費等の実費を事業所から請求する場合があります。

※本事業は、障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」として行います。事業に係る経費のうち、1割が利用者負担となります。ただし、生活保護世帯及び区市町村民税非課税世帯、介護給付及び訓練等給付の利用者負担額の合計が負担上限月額を超える分は免除となります。

対象者

港区民で、以下のいずれかの方

1. 障害者手帳をお持ちの方
2. 障害者総合支援法または児童福祉法に基づく「受給者証」をお持ちの方
3. その他区長が認める方

※年齢制限のある事業所もあります。

活動内容・利用時間

利用する事業所にご相談ください
（例）描画、ゲーム、簡単な体操、折り紙、
宿題の見守り、動画視聴など

※療育・訓練は行いません

※送迎サービスは本事業の対象外です

手続きの方法



港区障害者(児)
日中一時居場所
提供事業**利用申
請書を提出**

提出先: 下記
「申請書送付先」
参照



港区障害者(児)
日中一時居場所
提供事業**利用決
定通知書が区役
所から届く**

(手続きに3週間程
度かかります。また、
対象とならない場
合もあります)



利用決定通知書を
基に、港区日中一
時居場所提供事
業を実施している
**事業所と利用契約
を結ぶ**



利用開始

(月ごとに、利用者
負担額の納付書
が区役所から届き
ますので、期限内
にお支払いをお願
いします)

事業所への行き方例

居場所提供
事業所



自己入室



保護者送迎



移動支援



学校・生活介護・
放課後等デイサービス・
自宅等



実施事業者(実施場所)

- ・有限会社ユーエル介護センター(三田2丁目)
- ・一般社団法人東部支援ネットワークネクスト
(芝1丁目、高輪1丁目、港南4丁目、虎ノ門3丁目)
- ・株式会社ピースオブマインド(芝1丁目)
- ・有限会社コスモス港ステーション(白金台2丁目)
- ・有限会社三辻商店(芝1丁目)
- ・合同会社ミライエ(三田2丁目)
- ・アイピートーク株式会社(高輪1丁目)

※アイピートーク株式会社は18歳以上30歳未満の方を対象としています。

申請書送付先・ お問合せ

〒105-8511
港区芝公園1-5-25

港区 保健福祉支援部
障害者福祉課
障害者支援係

電話: 03-3578-2825
FAX: 03-3578-2678